

下水道使用料の賦課漏れ事案の発生について

平成 2 6 年度から現在までの間の下水道サービス利用開始案件において、7 件の下水道使用料の賦課漏れ事案が発生しましたのでお知らせします。

■詳細情報

令和 4 年 1 2 月に利用者様から問合せがあり、平成 2 6 年度から現在までを対象に下水道使用料の賦課漏れ案件の存在について調査を行ったところ、7 件の賦課漏れ事案が発覚しました。1 件当たりの賦課漏れ額は 1 2, 1 5 0 円から 4 1 2, 3 5 0 円、合計額は 1, 2 7 3, 5 9 0 円です。この内には「金銭債権の消滅時効」の規定に基づく請求不能額 1 5 4, 8 5 0 円を含みます。

発生の原因は、7 事案とも、利用者様が行う宅内工事の完了状況の確認不足に伴い、市職員が行う料金賦課システムへの入力漏れによるものです。

該当者様に対しまして謝罪と状況説明をするとともに、ご理解を下に使用料を請求させていただきました。すでに、5 人の該当者様に全額を納入いただき、2 人の該当者様には分納による納入を開始いただいています。

同時期に行った農業集落排水使用料を対象とした同様調査におきましては、使用料の賦課漏れ事案はありませんでした。今後は、チェック体制及び機能を強化し、再発の防止に努めます。

■問い合わせ先

小諸市役所 下水道課 担当：大池

TEL 0 2 6 7 - 2 2 - 1 7 0 0 (内線 2 2 6 0) Eメール gesui@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報